

小貝川圏域外治水計画検討業務委託説明書

第1 業務概要

1 業務内容

(1) 業務名

小貝川圏域外治水計画検討業務委託

(2) 目的

近年、水害が頻発・激甚化しており、今後も気候変動の影響により降水量が増大することが想定されている。

本業務は、小貝川・田川圏域において将来の気候変動の影響を考慮した基本高水流量の算定を行い、新たな治水計画策定のための基礎資料を作成することを目的とする。

(3) 業務内容

ア 対象流域

表1及び表2に記載のある河川を対象流域とする。

イ 業務内容

(ア) 計画準備

業務の目的・主旨を十分に把握した上で、本仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

(イ) 小貝川・田川圏域の概要整理

小貝川・田川圏域の治水計画、河川整備計画などに関する貸与資料や既往文献・既往の類似業務に関する報告書等必要な資料を収集し、小貝川・田川圏域の治水に関する概要として、以下の項目をとりまとめる。

- ・小貝川・田川圏域の現状と過去の主な水害
- ・小貝川・田川圏域の治水計画概要
- ・小貝川・田川圏域の河川整備計画概要
- ・小貝川・田川圏域の事業進捗状況
- ・小貝川・田川圏域の土地利用状況
- ・利根川水系の河川整備基本方針、河川整備計画や気候変動に関する治水計画の検討状況
- ・その他、必要な事項

(ウ) 計画規模の確認

従前の計画規模を踏襲することを基本とするが、「栃木県の治水安全度の考え方（案）」（平成17年7月）を参考に、計画規模について確認する。

(エ) 計画対象降雨の検討

①資料収集・整理

流域内及び周辺に位置する雨量・水位・流量観測所の諸元（位置、所管、観測開始・終了年等）、及び観測資料の保存状況等を整理し、必要となる資料の収集・整理を行う。収集・整理する資料は、直近までの範囲を対象とする。

②流域平均雨量の算出

各河川の流量を算出するために必要となる以下の各流域平均雨量を算出する。

表 1 小貝川圏域対象河川

河川名	読み方	支川	延長 (km)	区間	
				上流端	下流端
小貝川	こかいがわ	1次支川	26.5	市貝町大谷津	国管理境
五行川	ごぎょうがわ	2次支川	52.4	さくら市長久保	茨城県境
江川（真岡）	えがわ	3次支川	12.1	宇都宮市上龍谷町	五行川
大久保川	おおくぼがわ	4次支川	1.6	真岡市亀山	江川（真岡）
行屋川	ぎょうやがわ	3次支川	1.2	真岡市荒町	五行川
野元川	のものがわ	3次支川	11.1	高根沢町上高根沢	五行川
井沼川	いぬまがわ	3次支川	5.8	高根沢町文挾	五行川
大沼川	おおぬまがわ	4次支川	9.0	さくら市上野	井沼川
冷子川	ひゃっこがわ	4次支川	7.6	さくら市桜野	井沼川
ぐみ川	ぐみがわ	2次支川	4.4	益子町山本	小貝川
百目鬼川	どうめきがわ	2次支川	4.0	益子町益子	小貝川
大羽川	おおばがわ	2次支川	10.0	益子町上大羽	小貝川
小宅川	おやけかわ	2次支川	4.0	益子町芹沼久根下	小貝川
大川	おおかわ	2次支川	6.6	芳賀町給部	小貝川
桜川	さくらがわ	2次支川	6.0	市貝町田野辺	小貝川
続谷川	つづきやがわ	2次支川	2.5	市貝町続谷	小貝川
合計	16河川		164.8		

表 2 田川圏域対象河川

河川名	読み方	支川	延長 (km)	区間	
				上流端	下流端
田川	たがわ	1次支川	78.6(左岸) 77.1(右岸)	日光市野口	鬼怒川
武名瀬川	むなせがわ	2次支川	7.20	上三川町大字上蒲生	田川
釜川	かまがわ	2次支川	7.28	宇都宮市野沢町	田川
御用川	ごようがわ	2次支川	5.30	宇都宮市海道町	田川
山田川	やまだがわ	2次支川	18.00	宇都宮市大字宮山田	田川
逆川	さかさかわ	2次支川	6.30	宇都宮市篠井町	田川
赤堀川	あかほりがわ	2次支川	17.60	日光市今市	田川
弁天川	べんてんがわ	3次支川	3.00	日光市森友	赤堀川
江川	えがわ	1次支川	30.57	宇都宮市宿郷町	鬼怒川
奈坪川	なつぼがわ	2次支川	9.15	宇都宮市御幸ヶ原(左岸) 宇都宮市下川俣(右岸)	江川
谷田川	やたがわ	3次支川	6.22	奈坪川からの分派点	奈坪川
石川	いしかわ	3次支川	1.23	奈坪川からの分派点	奈坪川
西鬼怒川	にしきぬがわ	1次支川	13.80	宇都宮市大字逆木	鬼怒川
合計	13河川		204.25(左岸) 202.75(右岸)		

③計画対象降雨の継続時間の設定

流域内に位置する水位観測所の水位データ等を収集・整理し、洪水到達時間、ピーク流量と n 時間雨量との相関関係、強度の強い降雨の継続時間等について検討する。検討結果を総合的に判断し、計画対象降雨の継続時間を設定する。

また、現行の計画における計画降雨継続時間とその設定根拠を整理し、計画対象降

雨の継続時間の見直しによる差異を整理する。

④計画規模相当の確率雨量の設定

計画対象降雨の継続時間の年最大流域平均雨量を対象に、気候変動による影響を確認したうえで、水文統計解析を実施し、確率雨量を算定する。雨量標本は、水文データに気候変動の影響が発生し始める以前を基本とし、近年のトレンドを検定し、用いることとする。

使用する確率分布モデルは、「中小河川計画の手引き（案） 中小河川計画検討会」（平成 11 年 9 月）に記載されている手法を対象として、適合度の基準を満足し、安定性や適合性等の良好なものを採用することとする。

また、超過確率年ごとに年超過確率計算を行い、図表等にとりまとめる。

⑤計画対象降雨の降雨量の設定

利根川水系河川整備基本方針における気候変動の影響の検討結果を踏まえ、前項で算出した計画規模相当の確率雨量に、 2°C 上昇した場合の降雨量変化倍率（1.1 倍）を乗じ、気候変動考慮後の計画降雨量を設定する。

⑥検討対象洪水波形の検討

過去の実績降雨データから主要洪水を抽出し、計画対象降雨の降雨波形群を設定する。なお、主要洪水の降雨分布パターン（時間分布及び地域分布）を分析し、様々な降雨の時空間分布を設定する。

また、将来降雨予測データ（d2PDF 等）を用いたクラスター分析による降雨分布パターンの分類を行い、小貝川・田川圏域における現在と将来における降雨分布の出現頻度について確認する。確認の結果、過去の降雨分布パターンに照らして、新たに追加すべきパターンがある場合は、計画対象降雨の降雨波形群に含めるものとする。

さらに、検討対象降雨波形群について計画降雨量を用いて引き伸ばしを行い、検討対象洪水波形を作成する。なお、引き伸ばし後の降雨波形について、基準案を設定した上で、棄却検討を行う。

（オ） 流出解析モデルの構築

現行計画の流出量を再現できる流出解析モデルを設定する。

流域に係る治水事業の進捗状況や、最新の土地利用（都市計画、下水道計画、圃場整備の計画等）等について整理し、計画策定に用いる流域条件を検討する。

近年の洪水のハイドログラフを再現可能な流出解析モデルを構築する。モデル構築に当たっては、上流の洪水調節計画や、支川の合流状況といった水系の特性を考慮し、適切な解析手法を選定することとする。

また、新たに構築した流出解析モデルで現行計画降雨を対象にした流出解析を実施し、各小流域の流出量、治水基準地点・各主要地点における河道流量の流量変化を比較整理する。

（カ） 流出解析

気候変動を考慮した計画対象降雨波形群と構築した流出解析モデルを用いて、治水基準地点及び主要地点における計画対象ハイドログラフ群を算定する。

（キ） 基本高水流量の設定

治水基準地点及び主要地点においてピーク流量が最大となるハイドログラフを抽出し、既往洪水からの検討を踏まえて基本高水流量を設定する。また、既往計画や関連計画、直轄区間の気候変動の影響を考慮した基本高水流量等と比較評価を行い、今後の計画高水流量検討に向けた課題を整理する。

（ク） 照査

受注者は、設計業務共通仕様書第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(ケ) 報告書作成

本業務で実施した検討結果や作成した資料等をわかりやすく報告書にとりまとめる。
とりまとめにあたっては、概要版を作成するとともに、図面に関しては縮小版(A3 サイズ)も作成するものとする。

(コ) 打合せ協議

業務の円滑な遂行を図るため、以下のとおり打合せ協議を行う。また、打合せ内容については打合せ記録簿を作成し、発注者に速やかに提出するものとする。

- ・業務着手時 1 回
- ・中間時 2 回
- ・成果品納入時 1 回

なお、関係機関との打合せ協議が必要となった際は、適宜、協議するものとする。

(サ) 貸与資料等

- ・一級河川田川外浸水想定区域図作成業務委託（流域治水） 成果品
- ・小貝川圏域河川整備計画
- ・田川圏域河川整備計画
- ・本業務に必要なとなる過年度業務成果品

(4) 特定テーマ

- 1 気候変動の影響を考慮した計画対象降雨の設定に関する着眼点について
- 2 流域特性を踏まえた再現性の高い流出解析モデルに基づく基本高水流量の設定に関する着眼点について

(5) 発注者

栃木県知事 福田 富一

2 履行期間

令和 7 (2025) 年 8 月上旬 ～ 令和 8 (2026) 年 3 月 10 日

第 2 参加表明書の提出者

1 公告日現在において、企業の満たすべき要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 令和 7 年度及び令和 8 年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（令和 6 年栃木県告示第 109 号）に基づく入札参加資格を有すること。
- (3) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 21 年 3 月 26 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更正手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

2 配置予定技術者に対する要件

- (1) 配置予定技術者の資格

以下の資格を有する者とする。

ア 業務主任技術者：技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））又は RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）

イ 照査技術者：技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））又は RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）

(2) 配置予定技術者の経験

以下に示される「同種又は類似業務」について、平成 27(2015)年度以降に完了した業務において、1 件以上の実績を有さなければならない。

ア 業務主任技術者

同種業務：国、都道府県が発注した基本高水流量検討業務

類似業務：国、都道府県が発注した河川整備基本方針策定業務

イ 担当技術者

同種業務：国、都道府県が発注した基本高水流量検討業務

類似業務：国、都道府県が発注した河川整備基本方針策定業務

担当技術者が複数の場合には、各担当技術者がそれぞれ担当する業務内容に対応する実績を有していればよい。

(3) 手持ち業務量

令和 7(2025)年 5 月 29 日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）

業務主任技術者：全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者

担当技術者：全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者

第 3 担当部署連絡先等

1 提出先及び当該業務全般に関すること

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1 丁目 1 番 20 号（栃木県庁舎本館 13 階）

栃木県県土整備部河川課企画治水担当

電話 028-623-2444 FAX 028-623-2441 E-mail kasen@pref.tochigi.lg.jp

2 参加資格に関すること

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1 丁目 1 番 20 号（栃木県庁舎本館 13 階）

栃木県県土整備部監理課工事監理担当

電話 028-623-2389 E-mail kanrika@pref.tochigi.lg.jp

第 4 受託者特定に係る主な期日

受託者特定に係る主な期日（公告時点における予定）は、別表 1 のとおりとする。

第 5 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1 参加表明書作成方法

参加表明書は様式第 1 号により押印したものを 1 部作成する。

2 参加表明書添付資料及び内容に関する留意事項

参加表明書に以下の書類を添付すること。

(1) 入札参加資格審査資料（様式第 6 号）

(2) 業務実施体制（様式第 7 号）

(3) 配置予定技術者資料（様式第 8 号）

(4) 配置予定技術者の過去 10 年間の同種又は類似業務実績 (様式第 9 号)

3 参加表明書添付資料の内容に関する留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
業務実施体制	- 配置予定の業務主任技術者、担当技術者及び照査技術者を記載する。 - 担当技術者は、実施する分担業務ごとに代表技術者を 1 名ずつ最大 3 名まで記載する。 - 技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。 - 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由 (企業の技術的特徴等) を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
配置予定技術者資料	- 配置予定の業務主任技術者、担当技術者及び照査技術者について、経歴等を記載する。 - 手持ち業務は令和 7 (2025) 年 5 月 29 日現在、栃木県以外の発注者 (国内外を問わず) のものも含めすべて記載する。 手持ち業務とは以下のものを指す。 業務主任技術者：業務主任技術者となっている 500 万円以上の他の業務 担当技術者：業務主任技術者及び担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務 - プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 - 配置予定技術者 1 名につき A 4 版 1 枚に記載する。
配置予定技術者の過去 10 年間の同種又は類似業務の実績	- 配置予定の業務主任技術者、担当技術者及び照査技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 - 記載する業務は、平成 27 (2015) 年度以降に完了した業務とする。 - 記載する業務数は、技術者 1 名につき 1 件とする。 - 技術提案書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 - 図面、写真等を引用する場合も含め、配置予定技術者 1 名につき A 4 版 1 枚に記載する。

4 参加表明書の失格等

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は失格とすることがあるので留意すること。又、参加表明書の記載内容に相違等がある場合は、その項目を無効とすることがあるので留意すること。

第 6 参加表明書の提出方法、提出期限及び提出先

- 提出方法：添付資料と合わせて 5 部を電子メール又はファクシミリ (着信を確認すること。)、持参又は郵送等 (書留郵便等により提出期限までに必着) すること。

なお、持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）に行うこと。

2 提出期限：令和7(2025)年6月11日(水) 午後4時

3 提出先：第3. 1の提出先とする。

第7 業務委託説明書の内容についての質問の受付及び回答

1 質問の受付

業務委託説明書に関する質問は、書面により行うものとし、持参、郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着すること。）又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれかの方法とする。なお、文書には回答を受ける担当者の所属、氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

（1）受付場所：第3. 1の提出先とする。

（2）受付期間：令和7(2025)年5月30日（金）から令和7(2025)年6月5日（木）まで

なお、持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）とする。

・電子メールの場合、ファイル総量を8MB以内とすること。

・プリントアウト時にA4判になるように設定しておくこと。

2 質問の回答

質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して5日以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、次のとおり閲覧に供する。

（1）閲覧方法：第3. 1の提出先での閲覧及び県ホームページへの掲載により行う。

（2）閲覧期間：回答の翌日から技術提案書の提出期限の前日までとする。

なお、第3. 1の提出先での閲覧は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）とする。

第8 技術提案書の提出者

1 技術提案書の提出者の選定

参加表明書を提出した者の中から、技術提案書を提出することができる者として5者を選定する。ただし、参加表明書を提出した者が5者以下の場合は、この限りではない。

2 評価項目等

技術提案書の提出者の選定に係る評価項目、配点等は、別表2のとおりとする。

3 技術提案書の無効

提出書類について、記載内容に相違等がある場合はその項目を無効とすることがある。

第9 選定及び非選定に関する事項

1 選定通知

技術提案書の提出者として選定された者（以下、「選定者」という。）には、選定された旨を、書面（様式第4-1号）により通知する。

2 非選定通知

技術提案書の提出者として選定されなかった者（以下、「非選定者」という。）には、選定されなかった旨を、書面（様式第4-2号）により通知する。

3 非選定理由に対する説明請求

非選定者は、通知日の翌日から起算して4日（休日を除く。）以内に、書面（様式任意）により非選定理由について説明を求めることができる。

4 回答

上記3の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。

5 非選定理由の説明請求の提出場所及び提出方法

(1)提出場所：第3. 1の提出先とする。

(2)提出方法：持参又は郵送等（書留郵便等により期限までに必着）すること。

なお、持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）とする。

第10 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

1 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討、および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、様式第5号、様式第6号～様式第12号により作成することとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

3 技術提案書の内容に関する留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
予定技術者の経歴等	・ 第5. 3の留意事項と同じ
予定技術者の過去10年間の同種又は類似業務の実績	・ 第5. 3の留意事項と同じ
実施方針・実施フロー・工程表	・ 業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。 ・ 記載様式は様式第10号とし、A4版1枚に記載する。
特定テーマに対する技術提案	・ 本説明書の第1. 1業務内容に示した、特定テーマに対する取組方法を具体的に記載する。 ・ 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。 ・ 記載様式は様式第11号とし、1テーマにつきA4版2枚以内に記載する。
参考見積	・ 本業務に係る参考見積を提出すること。 ・ 参考見積は、積算の際の参考および技術提案書を特定するための評価項目として用いる。 ・ 記載様式は特に定めないが、A4版1枚に記載する。
その他	・ 業務内容に対する意見や代替案等があれば記載する。 ・ 記載様式は様式第12号とし、A4版1枚以内に記載する。

4 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、40百万円（税込）程度を想定している。

5 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別途書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

7 その他

技術提案書と併せて、本業務に係る参考見積書及び積算基礎を記載した内訳書（様式任意）を1部提出すること。なお、業務量の目安として提示した業務規模と見積額に著しい乖離がある場合、又は技術提案書に記載された内容に対して見積が不適切な場合は、ヒアリングの対象としない場合や特定しない場合があるので留意すること。

第11 技術提案書の提出方法、提出期限及び提出先

- 1 提出方法：5部を電子メール又はファクシミリ（着信を確認すること。）、持参又は郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着）することとし、併せて電子データ1式を電子メール等により送付すること。
なお、持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く）とする。
- 2 提出期限：令和7(2025)年6月27日(金) 午後4時
- 3 提出先：第3. 1の提出先とする。

第12 技術提案書の特定

- 1 技術提案書の特定
選定者から提出された技術提案書のうち、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。
ただし、評価項目において内容が不適切なものなど評価に値しない項目がある場合には、特定しないことがある。
- 2 評価項目等
技術提案書の特定に係る評価項目、配点等は、別表3のとおりとする。
- 3 ヒアリング
技術提案書の特定に当たり、その提出者にヒアリングを実施することとし、その日時、場所、留意事項等は別途通知する。ヒアリング出席者は、業務主任技術者又は担当技術者を含め3名までとする。
- 4 特定通知
技術提案書が特定された者（以下、「特定者」という。）に対して、書面（特定通知書）により通知する。
- 5 非特定通知
技術提案書が特定されなかった者（以下、「非特定者」という。）に対しては、特定されなかった旨を、書面（非特定通知書）により通知する。
- 6 非特定理由に対する説明請求
非特定者は、通知日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、書面（様式任意）により非特定理由について説明を求めることができる。
- 7 回答
上記5の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。
- 8 非特定理由の説明書請求の提出場所及び提出方法
 - (1)提出場所：第3. 1の提出先とする。
 - (2)提出方法：持参又は郵送等（書留郵便等により期限までに必着）すること。
なお、持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）とする。

第 13 契約書作成の要否

特定者は、「栃木県業務委託契約書（案）及び契約条項」により、契約書の作成を要する。

第 14 その他

- 1 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び非選定者は、技術提案書を提出できない。
- 2 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 3 参加表明書及び技術提案書は公表しない。
- 4 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、当該者に対し本県発注の他の業務に対する指名停止処分を行うことがある。
- 5 本件業務を受注した建設コンサルタント（再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。）及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本又は人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。
- 6 参加表明書及び技術提案書は返却しないものとする。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- 7 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により配置予定者の変更を行う場合には、同等以上の経験及び能力を有する者であるとの発注者の了解を得たときは、この限りではない。
- 8 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- 9 参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、プロポーザル参加辞退届（様式第 14 号）を 1 部、第 3. 1 の提出先へ持参又は郵送等により提出しなければならない。なお、持参による提出は、休日を除く毎日の午前 9 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。）とする。
- 10 特定者の辞退があった場合は、非特定者より新たな特定者を特定し、書面（特定通知書）をもって、知事より通知する。
- 11 前項により特定した新たな特定者に送付された非特定通知書は、特定通知書の通知をもってその効力を失う。
- 12 公平性、透明性及び客観性を確保するため、審議結果は公表する。

(別表 1)

受託者特定に係る主な期日

内 容	日 程 (予 定)
参加表明書の提出期限	令和 7 (2025) 年 6 月 11 日 (水)
技術提案書提出者選定通知	令和 7 (2025) 年 6 月中旬
技術提案書の提出期限	令和 7 (2025) 年 6 月 27 日 (金)
技術提案書のヒアリング・評価	令和 7 (2025) 年 6 月下旬～7 月上旬
技術提案書特定通知	令和 7 (2025) 年 7 月中旬
契約の締結	令和 7 (2025) 年 8 月上旬

(別表 2)

技術提案書の提出者を選定するための評価項目等

評価項目	評価の着眼点		配点
配置予定技術者の経験及び能力	(1) 主任技術者	技術者資格	5
		過去 10 年間の同種又は類似業務の実績の内容	10
		手持ち業務金額及び件数	5
	(2) 担当技術者	技術者資格	5
		過去 10 年間の同種又は類似業務の実績の内容	10
		手持ち業務金額及び件数	5
	(3) 照査技術者	技術者資格	5
		過去 10 年間の同種又は類似業務の実績の内容	10
事務所の体制	保有技術者数	技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））又は RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	最下位順位で同評価の者が複数存在し、5 者に選定する場合の基準
計			55

(別表3)

技術提案書を特定するための評価項目等

評価項目	評価の着目点				配点	
	判断基準					
配置予定 技術者の 経験及び 能力	業務主任技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その 専門分野の内容	下記の順位で評価する。※ ① 技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））を有する。 ② RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）を有する。 なお、上記以外の場合は特定しない。	5
		専門技術力	業務執行技術力	過去 10 年間の同 種又は類似業務の 実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、業務実績がない場合は特定しない。	10
		専任性	専任性	手持ち業務金額及び 件数（特定後未 契約のものを含 む）	全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円以上又は手持ち業務の件数が 10 件以上の場合は特定しない。	5
配置予定 技術者の 経験及び 能力	担当技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その 専門分野の内容	下記の順位で評価する。※ ① 技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））を有する。 ② RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）を有する。	5
		専門技術力	業務執行技術力	過去 10 年間の同 種又は類似業務の 実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、業務実績がない場合は特定しない。	10
		専任性	専任性	手持ち業務金額及び 件数（特定後未 契約のものを含 む）	全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円以上又は手持ち業務の件数が 10 件以上の場合は特定しない。	5
	照査技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その 専門分野の内容	下記の順位で評価する。※ ① 技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））を有する。 ② RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）を有する。 なお、上記以外の場合は特定しない。	5
		専門技術力	業務執行技術力	過去 10 年間の同 種又は類似業務の 実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	10

	ヒアリング	専門技術力	専門技術力の確認	実績として挙げた業務の担当分野に、中心的・主体的に参画したことが伺える場合に優位に評価する。	10
		取り組み姿勢	業務への取り組み意欲	提案した特定テーマに関する補足説明が明確で、業務に対する質問もあり、取り組み意欲が強く感じられる場合に優位に評価する。	10
		コミュニケーション力	質問に対する応答性	質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合に優位に評価する。	10
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度		目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		5	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		5	
	その他		有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。		10
特定テーマに対する技術提案	全体	特定テーマ間の整合性		複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	10
	特定テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		10
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。		10
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		10
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		10
	特定テーマ2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		10
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。		10
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		10
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		10
	参考見積	業務コストの妥当性		提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。	数値化しない

※外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との建設大臣認定（建設経済局建設振興課）を受けている必要がある。